

事業者の皆様へ

法令違反に関する職員等からの通報について(お知らせ)

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、今般、独立行政法人国立病院機構において、職員及び契約先の労働者の皆様からの法令違反行為に関する通報を適切に処理するための手続きを定めましたので、お知らせします。

◎窓口の設置

各事業場（本部、ブロック事務所、病院）に、職員等からの相談又は通報を受け付ける窓口（通報相談窓口）を設置し、職員等からの相談又は通報を受け付ける職員（通報相談員）を配置します。

なお、当院（当事務所）の通報相談員は**管理課長**です。

また、参考までに国立病院機構全体の通報相談窓口は以下のとおりです。

事業場	通報相談窓口
本 部	総務部総務課
ブロック事務所	統括部総務経理課
病 院	管理課長

◎通報対象

対象は、国立病院機構の事業に従事する場合における法令違反行為です。

※通報対象となる法令違反行為は、公益通報者保護法に規定されている特定の法律（400本余り）への違反行為とされています。

※国立病院機構の事業と全く無関係な私生活上の法令違反行為は公益通報の対象となりません。

※職員の国家公務員法違反については、通報対象ではありませんが、従来どおり、情報提供としての受付を妨げるものではありません。

◎通報者

独立行政法人国立病院機構の職員及び契約先の労働者です。

◎通報の方法

通報は、電話の他、指定された書面（別紙）の提出により行うことができます。
なお、通報に当たっては、今後の調査を円滑に実施するため、通報内容を裏付ける資料を添付するよう努めて下さい。

◎通報者への通知

通報内容について必要な調査を行った場合の結果等については、通報相談窓口から通報者に対して通知されます。

◎秘密保持の徹底

通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならないことになっており、調査を行う上でも通報者が特定されないよう十分に配慮するなどの対応が行われます。

◎通報者の保護

相談又は通報をしたことを理由として、通報者に不利益な取り扱いをしてはならないことになっています。

◎その他

- ・ 匿名の通報等については、通報者の保護が困難であること等から、情報提供として受け付けることとなります。
- ・ 国家公務員倫理法への違反行為についても通報相談窓口において受付を行います。

◎施行日

平成18年9月1日から施行されます。

注意：業務妨害や誹謗中傷など不正の目的をもって通報を行った場合は、懲戒処分の対象となりますので、ご注意ください。

法令違反行為に関する通報について

通報を行う者の所属、氏名及び連絡先	所属：
	氏名：
	通報者の氏名を所属長へ伝えることについて ・希望する ・希望しない（どちらか一方に○をつけること） 〈上記で希望しない場合であっても、通報内容が業務妨害や誹謗中傷など不正の目的であった場合は、氏名を所属長へ報告することがあります。〉
	連絡先：
	希望する連絡方法等：

通 報 内 容	
事案発生日	年 月 日（事案を知った日： 年 月 日）
事案発生場所	
通報対象者の所属及び氏名	所属：
	氏名：
事案の概要	
事案を知った経緯	
内容を裏付ける資料の有無	有 ・ 無
	（有の場合）資料の内容：